

高崎市・安中市消防組合消防局告示第 3 号

高崎市・安中市消防組合火災予防条例（平成11年高崎市等広域市町村圏振興整備組合条例第12号）第62条の2第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が定める要件は、次のとおりとする。

平成26年7月11日

高崎市等広域消防局長 高見澤 朗

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防局長が定める要件について

高崎市・安中市消防組合火災予防条例（平成11年高崎市等広域市町村圏振興整備組合条例第12号）第62条の2第1項に規定する、大規模なものとして消防局長が定める催しは、公園、河川敷、道路、その他の場所を会場として開催するもので、主催する者が出店を認める露店等が100店舗以上の催し、又は火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある器具を使用する露店等が出店し、一日あたりの人出予想が10万人以上の催しとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。